

# 真鶴町 不妊症治療費助成 のお知らせ

真鶴町では、不妊症に悩むご夫妻等が安心して治療を受けることができるように、令和3年4月から不妊症治療費の一部を助成します。

## ◆不妊症とは◆

妊娠しても流産を繰り返したり、子宮内で赤ちゃんが育たないことを「不妊症」と呼びます。一般的には2回連続した流産や死産があれば、専門の医療機関の受診をお勧めします。

## 【対象者】

次のすべてに該当する方

- 法律上の婚姻をしているご夫婦。または事実婚の場合（治療により出生した子の認知を行う意向であることが必要です）。
- 令和3年4月1日以降に治療を開始し、不妊症の診断を受けた日において、真鶴町の町民であること
- 治療期間の初日において、妻の年齢が43歳未満であること
- 不妊症と診断され、治療の必要が認められたこと（国内の医療機関に限る）
- 町税などの滞納がないこと

## 【助成内容】

対象経費	助成額	助成期間
不妊症治療費 （保険外診療のみ）	保険外診療の治療費の 1/2 （1,000円未満は切り捨て） ※上限30万円/1年度につき	初回申請日の年度を1年度目として 通算5年度まで

【申請窓口】 真鶴町役場 福祉課窓口

【申請期間】 治療期間の支払いが終了した日から6か月以内  
※治療中に30万円を超えてしまってもその都度の申請は受け付けません。  
申請は治療期間終了後をお願いします。

※治療期間とは：医療機関による不妊症治療が開始された日から、妊娠が成立し、当該妊娠に関する出産（流産・死産を含む）に伴い、治療が終了するまでの期間を指します。

（裏面に続きます⇒）



## 【申請方法】

申請には次の書類等が必要となります。

- ①真鶴町不育治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- ②真鶴町不育症治療受診等証明書（様式第2号）
- ③不育症治療に要した治療費等（保険外診療）の領収書の写し  
※令和3年4月1日以降の治療費
- ④健康保険証の写し
- ⑤ご夫婦の住民票の写し
- ⑥ご夫婦の婚姻が確認できる戸籍謄本。事実婚の場合は、治療当事者二人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）あるいは戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）及び、治療当事者二人の住民票。また、両人が同一世帯ではない場合は、理由を記載した申出書。
- ⑦ご夫婦の町税の納付状況が確認できる書類（「未納税額がないことの証明書」等）

※⑤～⑦の書類について、町で確認できる場合は省略することができます。  
ただし、転入されたばかりの方や本籍地が真鶴町でない方の場合には、他の自治体にて⑥～⑦の書類を発行してもらう必要があります。事前にご確認ください。  
※上記の他に振込先口座のわかるもの、印鑑が必要となります。

- ◎①・②の書類については福祉課窓口にてお渡ししています。  
また、町HPからダウンロードすることもできます。

## 【対象外となる費用】

下記の費用は助成の対象とはなりません。

- ①不育症の診断のための検査費
- ②入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症の治療に直接関係のない費用
- ③処方せんによらない医薬品等の費用
- ④妊婦健康診査の助成を受けた不育症治療費及び検査費
- ⑤ほかの地方自治体から不育症治療にかかる医療費の助成を受けた期間がある場合は、当該期間中にかかった不育症治療費及び検査費

神奈川県 HP「不育症に悩む方のために」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f360448/index.html>



お問い合わせ 真鶴町福祉課 子育て支援係 TEL 0465-68-1131 (平日 8:30～17:15)
--

